

認定区分と利用できる施設

認定区分	対象のお子さん	利用可能な施設
1号認定	令和6年4月1日現在満3歳以上で、教育を希望するお子さん	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園※町内には施設がありません。
2号認定	令和6年4月1日現在満3歳以上で、保護者が「保育を必要とする事由※」に該当し、保育を希望するお子さん	認定こども園（保育園部分） 保育園
3号認定	令和6年4月1日現在満3歳未満で、保護者が「保育を必要とする事由※」に該当し、保育を希望するお子さん	認定こども園（保育園部分） 保育園

※保育を必要とする事由

- ・就労（1か月48時間以上）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の病気、障がい
- ・同居親族などの介護、看護
- ・その他（就学、災害復旧、求職活動、虐待・DVのおそれなど）